

事業」の優先順位をお尋ねします。

市長 どれもこれも一番です。

議員 無茶苦茶な回答でした。確か市長の公約は、「ハコ物をつくらない。」でした。そして、市長は三月議会で「私の政治姿勢は、財政健全化が第一。第二の夕張になるな。現状は、間違いなく夕張に近い状況である。」と答弁しています。五條市の財政状況で、二百二十三億円のどれもこれも第一位という、このような事業が果たしてできるのでしょうか。このようなお金があるのですか。

市長 これは、しなければならぬ。これやっていく。合併特例債も使いながらやっていきたい。

議員 市長は「議会の反対を受け実現できない。」と言っています。二 新消防庁舎については「合併特例債で建設するため、早く建設しないといけないのではないか。」と常々言っています。

八 新墓地整備について、墓地の建設場所は内々では、もう決まっていますのですか。

市長 いい場所があったら教えて頂きたい。さがしています。

議員 以前より「墓地の建設用地は内々ではもう既に

決まっている。」という噂が五條市内を飛び交っている。一般質問をしました。

市長の答弁虚偽疑惑及び公職選挙法違反疑惑に関する調査特別委員会の調査における吉野晴夫証人の虚偽の陳述に関する奈良地方検察庁への告発と嫌疑不十分による不起訴処分について

議員 調査委員会の中の吉野晴夫証人の証言に虚偽の陳述があったという判断で、議会として検察庁へ告発しましたが、嫌疑不十分で不起訴ということになりました。

起訴というのは、検察庁の検察官が裁判所へ訴訟することですが、疑いが十分で起訴しなかったということですが、議会の告発が誤りであったということではありません。また、調査委員会の調査の中の吉野晴夫証人が自ら証言したことも、白紙になるといことではありません。

土井議員の質問に対する吉野市長の答弁は、調査委員会の中での吉野晴夫証人の証言から判断しても、虚偽の答弁であったと判断できるものです。

修正可決した議案

市長から提出された平成二十一年度五條市一般会計補正予算（第一号）には、丹原町に消防庁舎を建設するための測量業務委託料として四百万円が含まれていました。総務文教常任委員会では、委員から、議会としては今井四丁目の予定地を消防庁舎建設地として承認していることから、今回の補正予算による新しい候補地での測量業務委託料は到底承認できるものではないという修正案が提出され、全委員が承認し、補正予算の中の四百万円をゼロ修正した修正補正予算案を全委員の賛成で可決しました。そして、修正議決した部分を除く原案については、原案のとおり可決するべきものと決定しました。

本会議においても、修正一般会計補正予算案を、多数の議員の賛成で可決しました。

指定管理者二議案を可決

「5万人の森公園」「上野公園」「阿田峯公園」の指定管理者については、昨年、平成二十年六月定例会で「否決」となりました。今回、三公園の指定管理者を、五人の選定委員（副市長・総務部長・中小企業診断士・学識経験者二名）がプロポーザル方式で審議し、候補者を選定しました。議会はその結果を受け精査した結果、賛成十七、反対三（議長を除く）で「可決」しました。

【審査結果】

「5万人の森公園」（指定の期間 H21.10.1～H24.3.31）

結果	団体名	合計点	合計金額
候補者	アスカ美装(株)	427点	1,940万円
第2順位者	イチエグループ	343点	1,730万円
第3順位者	五條にここに倶楽部	342点	2,350万円
第4順位者	大和商事(株)	315点	2,150万円

候補者 【住所】奈良県橿原市 【名称】アスカ美装株式会社

「上野公園」（指定の期間 H21.10.1～H24.3.31）

結果	団体名	合計点	合計金額
候補者	(株)エスプリ	363点	3,800万円
第2順位者	五條庭木センター	341点	4,850万円

候補者 【住所】五條市今井3丁目 【名称】株式会社エスプリ

「阿田峯公園」（指定の期間 H21.10.1～H24.3.31）

結果	団体名	合計点	合計金額
候補者	社団福祉法人 三寿福祉会	372点	3,875万円

候補者 【住所】五條市住川町 【名称】社会福祉法人 三寿福祉会

教育委員同意案件
同一人物九回目の提案
否決について

通常、市長から議会に提出される議案は、開会の一週間前に開かれる議会運営委員会で説明を受け、会期、日程、陳情・要望・請願等と共に内容を審議し、それぞれの会派で協議します。この同意案件も同じです。

否決の理由

一 市長の選挙公約であった、教育委員は一部民間人から登用するという約束を守っていない。

二 法律が一部改正され、教育委員へは保護者を任命することが義務化され、付け加えられた（同法第四条第四項）。

市長は、これらを踏まえて、第一回目の提案時に議会（議決機関）と協議するべきであった。

三 市長は、地方自治法の二元代表制（執行機関と議決機関は共に選挙で選ばれ、優劣の関係はなく、対等の意思の意義を十分考えるべきである）。

四 市長は、同意を求める第三者の名誉、人権、人格を損なうことのないよう、徹底した配慮をもって提案するべきである。